（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第三号。以下「整備省令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第一条の次に二条を加える改正規定のうち第一条の二に係る部分中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第三条の改正規定中「改める」を「改め、別表第一」を「別表第二」に改める」に改める。

第一条のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の次に十二条を加える改正規定のうち、第十九条の二第二項第十二号に係る部分中「過去」を「申請前」に、第十九条の四第三項に係る部分中「前項」を「第一項」に、第十九条の八第一号に係る部分中「申請日以前三年の間」を「申請前三年以内」に改め、第十九条の九第五項に係る部分を削り、同条第六項に係る部分を次のように改める。

5　認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十五条の改正規定を次のように改める。

第六十五条第一項第七号中「鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、同項第八号中「許可を受けた者」の下に「（法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の許可を受けた者とみなされた者を含む。次号において同じ。）」を、「法第九条第八項」の下に「（法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「に係る従事者」の下に「であって、次号に該当しないもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九　認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前一年以内に、登録都道府県知事の管轄する区域内において、認定鳥獣捕獲等事業者（法第九条第一項の許可を受けた者に限る。）の従事者証に係る従事者として、当該認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業としてされた鳥獣の捕獲等に従事した者である場合にあっては、その旨

第六十五条第二項に次の一号を加える。

五　前項第九号の規定に該当する者にあっては、その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、様式第十六の二により作成した証明書（当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面をいう。）、申請前一年以内に登録都道府県知事の管轄する区域内において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十六条の改正規定を次のように改める。

第六十六条第一項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改め、同条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行った」を「与えた」に改める。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第八十条の改正規定を次のように改める。

第八十条中「第二号」を「第二号、第三号、第五号」に、「第三号」を「第七号」に、「第四号（二）」を「第八号（二）に、「第八号、第十号」を「第十二号、第十四号」に、「及び第十一号」を「、第十五号及び第十六号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を五号ずつ繰り下げ、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　法第七条第六項（法第七条の二第三項及び法第十四条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

二　法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

三　法第七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第八十条の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を削る。

別表第二中「第四条関係」を「第一条の二関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二　狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	
一　鳥綱	
（一）　きじ目	
きじ科	エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）
	ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。）
	キジ（ファスィアヌス・コロキクス）
	コジュケイ（バンブスィコラ・トラキクス）
（二）　かも目	
かも科	ヨシガモ（アナス・ファルカタ）
	ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）
	マガモ（アナス・プラテュリュンコス）
	カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）
	ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）
	オナガガモ（アナス・アクタ）
	コガモ（アナス・クレカ）
	ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）
	キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）
	スズガモ（アイテュア・マリラ）
	クロガモ（メラニタ・アメリカナ）
（三）　はと目	
はと科	キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）